

## ぎふ清流国体羽島市売店設置要項

### 1 目的

この要項は、羽島市において開催するぎふ清流国体・ぎふ清流大会種目（以下、「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、その他大会関係者及び一般観覧者への便宜を図るとともに、羽島市の物産品を広く紹介するため、競技会場内に設置する売店の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 設置場所及び設置基準等

#### (1) 売店の設置場所

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会羽島市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が指定する場所とする。

#### (2) 種目ごとの売店設置期間

ぎふ清流国体「ソフトボール競技会場」は、平成24年10月6日から8日までの3日間とする。

ぎふ清流大会「ソフトボール競技会場」は、平成24年10月13日から14日までの2日間とする。

デモスポ行事「グラウンド・ゴルフ競技会場」は、平成24年9月30日の1日のみとする。

#### (3) 開設時間

売店の設置時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。実行委員会は、業務の実情に応じ、開設時間を変更できるものとする。

#### (4) 出店数及び1店舗当たりの面積

出店数と出店位置は、実行委員会が決定する。

面積は、1店舗当たり1ブース(10㎡ 2間×3間テント半分以内)とする。なお、1店舗で2ブース以上の希望がある場合は、出店状況等を勘案し、実行委員会が調整する。

### 3 販売品目等

売店における販売品目は、次に掲げる範囲とする。

#### (1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はぎふ清流国体マスコット「ミナモ」を使用した商品であり、かつ日本体育協会又はぎふ清流国体実行委員会の使用承認を受けている物とする。

#### (2) スポーツ用品

#### (3) 土産品類

岐阜県・羽島市の名産品として営業店舗等で販売している物。農産物、農産加工品、地酒、菓子などの土産品を含む。

(4) 食品類

製造加工品

容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ食品衛生関係法令等に基づく適正な表示がなされているもの。

販売対象品目は、次のとおりとする。

A) 弁当類

B) パン類

C) 飲料類(酒・ビールなどのアルコール飲料は除く。)

D) 岐阜県の郷土料理及び岐阜の食材を使用した料理

現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設においてカット等の下処理された物を、提供直前に加熱処理したものであること。

(5) その他実行委員会が認める物

4 出店者の条件

売店の出店者は、次の事項をいずれも満たした者とする。

- (1) 市内に店舗・事務所を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、国体及び国体リハーサル大会に出店実績がある場合は、この限りでない。
- (2) 開催期間中を通して出店すること。
- (3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (4) 法令等に違反し、過去1年間に処分を受けていないこと。

5 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書(第1号様式)に関係書類(第2号様式)を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

6 出店者の選定

実行委員会は、売店設置要項及びぎふ清流国体羽島市売店営業規程に基づいて審査出店者の選考を行い、適当と認められた者を選定する。ただし、第3項の各号に掲げる販売品目を取り扱うため、地元を代表する組合等が組織した団体から出店希望があった場合は、この限りではない。

7 出店許可証の交付

実行委員会は、選定した出店者に対し、出店料の納入確認後、売店出店許可証(第4号様式)及び駐車許可証を交付する。

8 飲食物販売者の衛生管理

- (1) 取扱い商品のうち、食品衛生関係法令により岐阜保健所の許可又は届け出を必要とする出店者は、各自の責任において所管保健所の許可を受け、その許可書等の

写しを実行委員会に提出しなければならない。

(2) 出店者は、当該保健所の指導に従い、衛生管理に万全を期さなければならぬ。

## 9 経費の負担

(1) 売店の運営に関する費用は、出店者の負担とする。また、売店テントの設置・撤去に要する経費の一部は、出店者負担とする。

市内に店舗を有する者	1ブース	5,000円
上記以外の者	1ブース	10,000円

(2) 出店を許可された者は、指定する期日までに実行委員会が指定する口座に上記(1)の経費を振込まなければならない(振込手数料は、出店者が負担する。)

(3) 納付された出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要であると認めるときは、この限りではない。

## 10 保健所への届出

(1) 飲食物の会場販売にかかる保健所への届出は、出店者が責任を持って行う。

(2) 県衛生対策に基づく全体計画については、実行委員会が提出する。

## 11 売店監督員

(1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は実施本部員として現場を巡回し、売店の管理運営に関する事項を監督する。

## 12 売店責任者

(1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。

(2) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

(3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

(4) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行うものとし、環境美化に努めなければならない。

## 13 禁止事項

出店者及びその従業員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で、立ち売り及び呼び込み販売をすること。

(4) 指定された場所以外で、飲食物の調理・加工等をすること。

(5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産物として認めた物は除く。

- ( 6 ) 土産品の紹介として、アルコール飲料の試飲を行うこと。
- ( 7 ) 許可された品目以外の物を販売すること。
- ( 8 ) 拡声器・音響機器類を使用すること。
- ( 9 ) その他、大会運営に支障を及ぼすような行為をすること。

#### 14 遵守事項

出店者及びその従業員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ( 1 ) 実行委員会から交付される出店許可証を、店頭の見やすい位置に掲示すること。
- ( 2 ) 従業員の服装は、常に清潔な衣服を使用すること。
- ( 3 ) 接客にあたっては、来場者に好感を与えるよう、親切丁寧を心がけること。
- ( 4 ) 販売品の搬入・搬出に使用する車両には、別途交付する証票を車両前面の見やすい位置に掲示すること。なお、原則として使用車両は、1店舗1台とすること。
- ( 5 ) 販売品等の搬入・陳列・搬出及び販売は、大会運営に支障のないよう、必ず定められた時間内に行うこと。
- ( 6 ) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したゴミは毎日持ち帰り、常に環境美化に務めること。
- ( 7 ) 販売品には、販売価格を表示するなど、適切な表示を行うこと。
- ( 8 ) 売店の装飾は、売店等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用の物は表示しないこと。
- ( 9 ) 施設管理者及び売店監督員の指示に従うこと。

#### 15 運営管理

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難及びその他の不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切その責任を負わない。

#### 16 事故等の処理

売店責任者は、売店において事故等が発生したとき、若しくは、不審者や不審物を発見したときは、直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従って事故処理にあたるものとする。

#### 17 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができる。なお、許可の取り消しによって出店者が被る損害については、実行委員会は一切の責任を負わないこととする。

- ( 1 ) 関係法令及び売店設置要項に違反したとき。
- ( 2 ) ぎふ清流国体羽島市売店営業規程第 6 条各号の一に該当した場合。
- ( 3 ) その他、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めとき。

18 原状回復

出店者は、設置期間が終了したとき、又は売店出店許可の取消しを受けたときは、速やかに出店に要した物品等を搬出して現状に復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

19 損害賠償

出店者（従業員含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

20 その他

この売店設置要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。